

法務局から

地図作成事業のお知らせ

皆様におかれましては、平素、登記行政の円滑な運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

不動産登記法は、国民の権利の保全を図り、取引の安全と円滑に資することを目的として定められています。この目的を達成するため、同法第14条において、土地の位置・区画を明確にするために登記所には精度の高い地図を備え付けることとされています。現在、法務局に備え付けられている地図（公図）は、明治時代に課税のために作成されたものを基礎としており、土地のおおまかな位置関係、形状等を確認することは可能ですが、土地の筆界（境界）を現地に明確に示すことができません。そこで、甲府地方法務局では、皆様がお住まいになられている地域の土地の筆界（境界）を確認し、測量を行い、精度の高い地図の作成作業を実施することになりました。

つきましては、本地図作成事業の趣旨をご理解いただき、作業のための土地の立入りなどについて、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、今後の事業予定については裏面に記載しておりますので、ご確認ください。

令和8～9年度地図作成地区



実施地域

富士吉田市下吉田二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、緑ヶ丘一丁目、二丁目、松山一丁目の各一部地区並びに同地区に隣接する境界部分

*この事業につきましてご不明な点がございましたら、下記にお問合せください。

赤枠で囲まれた箇所が対象地域です。

【お問合せ先】

山梨県富士吉田市下吉田二丁目30番13号 タキシゲビル2階

甲府地方法務局 地図作成現地事務所 TEL 0555-28-4900

〔計画機関〕 甲府地方法務局登記部門 TEL 0555-252-7174

令和8年度の作業予定(令和8年10月から令和9年4月まで)

1 地図作成事業に係る説明書類の送付及び住民説明会（令和8年10月）

事業対象地区内の土地所有者の皆様を対象に、令和8年10月中旬、住民説明会を開催します。対象者の皆様へは、開催の通知を郵送させていただきますが、併せて地図作成事業に係る説明書類を送付いたします。

また、法務省のホームページからのリンク先にて事業の説明動画も配信しておりますが、疑問等がある方や、改めて説明をご希望される方は、住民説明会へお越し願います。

ホームページ (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00236.html)

スマートフォンをご利用の際は、右の二次元コードをご利用ください。



2 基準点設置（埋設）作業（令和8年10月下旬～令和8年12月下旬）

令和9年度に実施する地図作成事業のために、測量の基点となる基準点の設置（埋設）場所の確認及びその設置（埋設）並びに測量を行います。

3 事前調査・境界点調査・現況測量（令和9年1月中旬～令和9年4月中旬）

法務局に備え付けられている地図と現地の相違の度合いや相違することになった原因及び現地における土地の境界の明確性及び境界標の有無について調査します。また、現地の境界杭等に基づいて現況測量を行います。

令和9年度の作業予定(令和9年5月から令和10年3月まで)

1 一筆地立会調査（令和9年5月中旬～令和9年9月下旬）

全ての土地について、所有者または相続人、もしくは代理人等に立ち会っていただき、筆界点の確認を行います。

立会日時等については、別途ご案内いたします。

2 一筆地測量（令和9年7月～令和9年10月下旬）

各土地の測量を行います。

3 縦覧 -じゅうらん-（令和9年12月中旬）

作成した地図の原図及び登記簿に記載される内容について、一定期間を設け、皆様にご覧いただきます。なお、記載内容に異議がある場合は、一定期間内に申出をすることができます。

縦覧の期間等については、別途ご案内いたします。

4 登記（令和10年2月上旬～令和10年3月末）

地積の更正や地目の変更等について、登記官が職権で登記（相続登記など権利の登記を除く。）を行います。

※ 上記作業に必要な経費（立会い等のための交通費等を除く。）は、法務局が負担します。